

# アフターサービスについて

保証期間はご購入日から1年間です。本説明書に従った使用状態において、保証期間内に不具合を生じた場合は、当該消火器の無料修理または無料にて新しい製品とお取替えいたします。

[保証期間を過ぎた消火器については、お客様のご要望により有料修理させていただきます。]ご質問やご不明なことがありましたら、お求めの販売店または当社お客様相談室にお問い合わせください。



**モリタ宮田工業株式会社**

〒253-8588 神奈川県茅ヶ崎市下町屋1-1-1

TEL.(0467)85-1210(お客様相談室)

販売店

改良等により予告なく仕様、その他を変更する場合がありますので、ご了承ください。  
TS02462100 19.01  
P8

## 警告 死亡または重傷などを負う可能性が想定される内容です。

破裂等により人身事故の可能性あり

- ❌ **腐蝕しやすい場所に設置しない。**  
湿度の高い所に置いたり、水・油・調味料(塩・醤油・味噌など)が付くことによる腐蝕などの劣化により、破裂することがあります。  
また、潮風や雨風にさらされる場所には設置しないでください。  
水などがかからない、湿気の少ない、風通しのよいところに設置してください。
- ❌ **濡れた床や地面に直接置かないでください。**  
腐蝕の原因になります。
- ❌ **使用温度範囲を超える場所には設置しないでください。**  
容器内の圧力が高くなり危険をともないます。
- ❗ **定期的(半年ごと)に点検を実施してください。**  
消火器の点検をしなかったことにより、火災のとき、消火器が使用できないことがあります。  
点検方法については「点検について」の項目(P7)を参照してください。
- ❌ **「使用期限の終了年月」を過ぎたものは、使用しないでください。**  
「使用期限の終了年月」を過ぎた消火器は、経年劣化などにより破裂事故につながる場合があります。  
また「使用期限の終了年月」以内であっても、設置条件により不具合が生じる場合があります。  
「使用期限の終了年月」を過ぎたものは新しい消火器と交換してください。

### 人身事故のおそれあり

- ❗ **避難経路を確保しながら消火してください。**  
無理な消火活動が続けず、避難経路を確保しながら消火してください。  
また火災により発生した煙やガスは人体に有害ですので絶対に吸引しないようにしてください。
- ❌ **消火に当たっては、火元に近付きすぎないようにしましょう。**  
火元から3m以上離れてから放射を開始してください。  
近付きすぎると火傷のおそれがあります。  
天ぷら油火災の消火は、火元から2m前後離れたところより、鍋の中に消火薬剤が入るように操作し、全量放射してください。  
鍋から近いと放射の勢いで油が飛散し、火傷のおそれがあります。
- ❌ **人に向けて消火薬剤を放射しないでください。**  
消火薬剤により呼吸困難や失明等の危害が発生することがあります。  
万一、消火薬剤が目に入ったり皮膚に付着したときは、すみやかに水洗いし、異常を感じる場合は医師の診察を受けてください。
- ❌ **消火器をみだりに捨てたり、放置しないでください。**  
放置された消火器を誤って使用されると破裂することがあります。  
ご不用になった消火器はそのまま放置しないでください。  
ご不用になった消火器を処分される場合は、お求めの販売店または製造元(ラベルや取扱説明書に記載されている電話番号)にお問い合わせください。

# 住宅用消火器(粉末) 取扱説明書

このたびは、モリタ宮田工業㈱の住宅用消火器(粉末)をお求めいただきまことにありがとうございます。  
万一の不測の事態にもあわせて、また安全・確実にご使用いただくために、この説明書をよくお読みのうえ、正しくお使いください。  
お読みになったあとは、大切に保管し、必要なときにお読み返してください。  
特に「安全上のご注意」はご使用前に必ずお読みください。

## 住宅用 粉末(ABC)消火器(蓄圧式)

- 消火器には適応火災が表示されています。  
適応火災はその火災の種類に適していることを意味し、実火災における消火規模を限定するものではありません。
- 消火器は初期消火の器具です。消火範囲に限りがあります。  
消火できなかったことによる人的、物的損害などについての補償、賠償はご容赦願います。

## 安全上のご注意

必ずお守りください

消火器は圧力容器です。  
ガスの圧力により消火薬剤を放射します。  
叩いたり、落としたり、強い衝撃などを与えないでください。  
誤った使いかたをすると、破裂等により重大な人身事故が発生することがあります。  
正しく安全にご使用ください。

- ❌ この表示は、してはいけない「禁止」内容です。
- ❗ この表示は、必ず実行していただく「強制」内容です。

## 危険

死亡または重傷などを負う危険が切迫して生じることが想定される内容です。

破裂等により人身事故のおそれあり

- ❌ **錆、傷、変形、キャップのゆるみのあるものは絶対に使用しないでください。**  
消火器を作動したとき、錆や傷等により弱くなった部分が圧力により破裂し、人身事故発生のおそれがあります。「使用期限の終了年月」以内であっても絶対に使用しないでください。また、訓練用としても使用しないでください。
- ❌ **分解しないでください。**  
分解・修理・改造により破裂することがあります。  
ご不用になった消火器を処分される場合は、お求めの販売店または製造元(ラベルや取扱説明書に記載されている電話番号)にお問い合わせください。
- ❌ **消火器を直接、火の中に投げ込んだり、熱湯や熱風をかけて加熱しないでください。**  
容器内の圧力が高くなり、破裂することがあります。

## 注意

傷害を負う可能性または物的損害のみが発生する可能性が想定される内容です。

- ❗ **使用方法を普段より確認しておいてください。**  
消火器は人が操作して初期消火をおこなう器具です。  
普段より操作方法等は良く確認しておいてください。  
無理な消火作業を続けることはやめましょう。
- ❗ **ラベルに表示されている「適応火災」を確認してください。**  
消火器には火災の種類に対して適・不適があります。  
火災の大きさ、消火の時期、適応火災の違いなどにより消火できないことがあります。  
「適応火災について」の項目(P5)をよくお読みいただき、適正な消火器をご使用ください。
- ❌ **消火器のためし放射は絶対にしないでください。**  
ためし放射や一度操作したものは、使用できません。  
住宅用消火器は再充電ができない構造となっています。  
新しい消火器と交換してください。
- ❌ **使用温度範囲以下となる場所には設置しないでください。**  
使用温度範囲以下となる場所では満足な性能が得られません。
- ❗ **幼児の手が届かないところに設置してください。**  
幼児のいたずらなどにより消火薬剤を放射されますと大けがをすることがあります。  
幼児の手にふれないところに設置してください。
- ❗ **消火器を転倒・落下しないようにしてください。**  
地震や振動で消火器が転倒・落下しないところに設置してください。  
また上から重量物が落ちて損傷しないところに設置してください。
- ❗ **指示圧力計の指針が緑色範囲(0.7~0.98MPa)外にあるものは使用できません。**
- ❗ **消火器は大きく傾けずに使用してください。**  
消火器を傾けて使用すると消火薬剤が十分に放出されません。  
30度以上傾けて使用しないでください。

各部の名称

■住宅用粉末消火器

安全栓

封印（安全栓用）

ノズル

指示圧力計

キャップ

上・下レバー

ラベル

本体容器

設置について

■消火器は、梱包箱から取り出して設置してください。

■幼児の手が届かないところに設置してください。

■通行や避難するときに邪魔にならないところ、また使用するときに簡単に持ち出せるところに設置してください。

■消火器の金属部分や塗装部分が、床や壁その他装飾品に接触することにより変色や変質、損傷させるおそれがあります。

設置の際はシートなどを用いて消火器が直接装飾品等に触れないようにしてください。

■消火器は、使用温度範囲内（-30℃～+40℃）の環境に設置してください。

高温の場所（ガスコンロ、ストーブなど発熱器具の近くや直射日光の当たる場所など）、湿気の多い場所、水しぶきのかかる場所、腐蝕性ガスが発生するような場所には設置しないでください。

■地震や振動で消火器が転倒・落下しないところに設置してください。

■上から重量物が落ちて損傷しないところに設置してください。

※壁掛け用フックについては、お求めの販売店または最寄りの当社営業所へご相談ください。

※消火器を車両に設置する場合には「自動車用消火器」をご使用ください。

P4

知っておいていただきたいこと

1.適応火災について

消火器には、燃焼物の種類に応じて適応する火災が表示してあります。

お求めいただいた消火器が設置場所で想定される火災の種類に適応しているものであるかご確認ください。

■下記表示の火災に適応します。

普通火災適応

木材・紙・繊維等が燃える火災

天ぷら油火災適応

大豆油等が燃える火災

ストーブ火災適応

石油ストーブの灯油の引火によって燃える火災

電気火災適応

電気設備ショート等による火災

2.消火にあたって

●逃げ道を確保しながら消火してください。また火災により発生した煙やガスは人体に有害ですので絶対に吸引しないようにしてください。

●屋外での消火は風上よりおこなってください。近付きすぎると火傷のおそれがあります。

●火元から3m以上離れてから放射を開始し、炎の根元を手前から掃くように消火器を左右にふりながら放射し、順次前方に進んで消火してください。

近付きすぎると火傷のおそれがあります。

●天ぷら油火災の消火は、火元から2m前後離れたところより、鍋の中に消火薬剤が入るように操作し、全量放射してください。

鍋から近いと放射の勢いで油が飛散し、火傷のおそれがあります。

●無理な消火作業を続けることによって火災の拡大を引き起こさないよう、周囲の人に声をかけ、応援を求めるよう心掛けてください。

また被害を最小限にいくとめるためにも早めに119番通報してください。

●一度消えても、また火がつくことがありますので、火元に向けて最後まで消火薬剤を放射してください。

●消火後の火元は、おき火が残っていたり、油やガスがもれていることがありますので、必ず火元を確認してください。

●消火後すみやかに、ガスの元せん、電源を切ってください。

3.消火薬剤について

●消火薬剤が目に入ったときは、すみやかに水洗いし、医師の診察を受けてください。

●消火薬剤が皮膚についたときは、すみやかに水洗いし、異常を感じた場合には医師の診察を受けてください。

●消火薬剤のかかった食物は食べないでください。

P5

正しい使いかた

消火器の使用方法にもとづき正しくお使いください。

●消火器は大きく傾けずに使用してください。

消火器を傾けると消火薬剤が十分に放出されませんので、30度以上傾けて使用しないでください。

●持ち運ぶときは黄色の安全栓を持たずに、下レバーを持ってください。

●上下レバーをにぎったままで安全栓を抜かないでください。

●上下レバーをにぎるときに、手・指をはさまないように注意してください。

●安全栓を抜いて、上下レバーをにぎるとすぐに消火薬剤を放射します。

●力が弱い人は、消火器を床に置き、ノズルを火元に向け、上からレバーを強く押してください。

●放射中にレバーをはなせば放射が止まります。

●消火器のためし放射は絶対にしないでください。「イザ火災」というときに使用できません。

●少しでも放射した消火器は使用できません。新しい消火器と交換してください。

●一度消火しても、また火がつくことがありますので、火元に向けて最後まで消火薬剤を放射してください。

消火器の使用方法

1安全栓を引き抜く

2ノズルを火元に向ける

3レバーを強くにぎる

維持・管理について

1.黄色の「安全栓」は誤作動を防ぐためのものです。不用意に抜かないでください。

2.分解・修理・改造は絶対にしないでください。

●消火器は圧力容器です。

●分解・修理・改造により破裂することがあります。

3.消火器のネジなどをゆるめないでください。

●消火器の部品（キャップ、ノズル等）をゆるめたりすると破裂事故につながる場合があります。

4.消火器を柔らかい布で、時々掃除してください。

●水、油、調味料（塩、醤油、味噌等）、ほこり等が付着していると腐蝕等の性能劣化をおこし永くご使用できません。

●汚れたときは固くしぼった布でふき乾いた布で仕上げてください。

5.掃除するときに有機溶剤（ベンジン、シンナー、ガソリン）や中性洗剤などを絶対に使用しないでください。

※消火器本体容器に「リサイクルシール」を貼付しています。

ご不用になった消火器を処分する際に必要となりますので、はがしたり損傷したりしないでください。

6.「使用期限の終了年月」を確認してください。

●「使用期限の終了年月」を過ぎた消火器は使用せず、新しい消火器と交換してください。

7.定期的に点検を実施してください。

●半年ごとに「点検について」の項目（P7）を参照して外観点検を実施してください。

8.異常が見つかったときはすみやかに販売店に処分を依頼し、新しい消火器と交換してください。

P6

点検について

消火器がいつでも使用できるように点検を実施してください。

半年ごとに、外観点検を実施してください。

以下の項目で異常がある場合はすみやかに販売店に連絡してください。

封印が破れていたりついでに壊れていませんか

安全栓がついていますか

上下レバーに錆、傷、変形はありませんか

圧力計の指針が緑色範囲に入っていますか

キャップにゆるみはありませんか

本体容器に錆、傷、変形はありませんか

「使用期限の終了年月」を過ぎていませんかラベルに表示されています

正常

不良

異常の状況により下記のような内容が想定されます。

| 異常の状況                    | 想定される内容                        |
|--------------------------|--------------------------------|
| 封印が破れている、ついでに壊れていない      | 使用済のおそれ                        |
| ノズルに亀裂、ゆるみがある、異物がふさがれている | 正常に放射されないおそれ                   |
| キャップにゆるみがある              | 圧力が抜け使用できないおそれ<br>消火薬剤が漏れ出すおそれ |
| 本体容器に錆、傷、変形がある           | 破裂するおそれ                        |
| 安全栓がない                   | 使用済のおそれ<br>誤放射するおそれ            |
| 上下レバーに錆、傷、変形がある          | 使用できないおそれ                      |
| 圧力計の指針が緑色範囲に入っていない       | 使用できないおそれ                      |
| 「使用有効期限の終了年月」を過ぎている      | 性能劣化、腐蝕のおそれ                    |

使用後について

1.消火薬剤がかかった器物はすみやかに掃除してください。

●飛散した消火薬剤をそのまま放置しておきますと、カビや金属類の腐蝕、塗装面を変質させるおそれがあります。

また電気器具などは絶縁を低下させることがあります。

●掃除をするときは換気をしながら、マスクやゴム手袋などの保護具を着用してください。

●よく水洗いし、水洗いできないものは水で濡らした雑巾でよくふき取ってください。

2.消火薬剤がかかった電気機器は電源を遮断してから掃除をおこなってください。

また、電気絶縁性が低下していることがありますので、専門の業者に点検を依頼してから、通電してください。

3.消火器は、法に従って廃棄処分しなければなりません。

●ご不用になった消火器を処分される場合は、お求めの販売店または最寄りの当社営業所にお問い合わせください。

●消火器を不法に捨てたり、放置すると法律で罰せられる場合があります。

4.住宅用消火器は、再充電できません。

●この消火器は住宅専用消火器で再充電できない構造になっています。

「使用期限の終了年月」を過ぎたものやお使いになった後は、新しい消火器と交換してください。

消火器のリサイクルにご協力ください。

P7